7	平成22年３月15日	第18期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年１月第１四半期四半期報告書）	平成21年11月１日～平成22年１月31日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が47百万円であるところを111百万円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上等
8	平成22年９月14日	第18期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年７月第３四半期四半期報告書）	平成21年11月１日～平成22年７月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が264百万円であるところを334百万円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上等
9	平成23年１月28日	第18期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年10月期有価証券報告書）	平成21年11月１日～平成22年10月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が416百万円であるところを507百万円と記載	・貸倒引当金繰入額の不計上 ・売上の過大計上 等
10	平成23年６月14日	第19期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年４月第２四半期四半期報告書）	平成22年11月１日～平成23年４月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が281百万円であるところを346百万円と記載	貸倒引当金繰入額の不計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

２．株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、

⑴　平成19年３月13日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年10月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年３月29日、160個の新株予約権証券を9,600,000円で取得させ、

⑵　平成20年１月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成18年10月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年１月25日、6,500株の株券を195,195,000円で取得させ、

⑶　平成20年４月15日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成19年10月期有価証券報告書（上表番号欄２参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年４月30日、6,000株の株券を120,000,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

３．株式会社京王ズホールディングスは、東北財務局長に対し、平成21年10月20日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年10月期有価証券報告書（上表番号欄３参照）及び平成21年７月第３四半期四半期報告書（上表番号欄６参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月４日、20個の新株予約権を360,960,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金融商品取引法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　4,373万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年１月24日

課徴金納付命令日　平成24年３月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩　クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る発行開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年１月27日

【勧告の対象となった違反事実】

１．クラウドゲート株式会社は、関東財務局長に対し、架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成19年３月30日	第７期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成18年12月期有価証券報告書）	平成18年１月１日～平成18年12月31日の会計期間	損益計算書	経常損益が▲36百万円であるところを66百万円と、当期純損益が▲45百万円であるところを60百万円と記載	・架空売上の計上 ・売上原価の過少計上 等
				貸借対照表	純資産額が325百万円であるところを431百万円と記載	
2	平成19年９月28日	第８期事業年度中間会計期間に係る半期報告書（平成19年６月中間期半期報告書）	平成19年１月１日～平成19年６月30日の中間会計期間	中間損益計算書	中間純損益が▲100百万円であるところを▲64百万円と記載	・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上 ・長期前払費用の過大計上 等
				中間貸借対照表	純資産額が494百万円であるところを639百万円と記載	
3	平成20年３月31日	第８期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成19年12月期有価証券報告書）	平成19年１月１日～平成19年12月31日の会計期間	損益計算書	経常損益が▲131百万円であるところを54百万円と、当期純損益が▲191百万円であるところを56百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上 等
			平成19年１月１日～平成19年12月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が400百万円であるところを760百万円と記載	